

## 千里ニュータウンゴルフガーデン ICカード利用規約

### (目的)

- 第1条 (1) 千里ニュータウンゴルフガーデン（以下「当練習場」という）において使用する当練習場発行のICカード（以下「カード」という）については、本規約に則って取り扱うものとし、カードの所有者（以下「利用者」という）は本規約に従ってカードを利用するものとします。
- なお、第2条③の temporary カードについての所有権は当練習場に帰属しますが、temporary カードの発行を受けた方も利用者ということとします。
- (2) 利用者がカードを利用する場合、当練習場の「ICカード利用規約」等が適用されることを予め了承するものとします。

### (種別)

第2条 当練習場が発行するカードの種別は次の通りとします。

①メンバーカード（記名式）

gentleman カード（以下「男性カード」という）…男性のメンバーカードです。

lady カード（以下「女性カード」という）…女性のメンバーカードです。

student カード（以下「学生カード」という）…学生のメンバーカードです。

②ビジターカード（無記名式）

③temporary カード（以下「一時利用カード」という）

メンバーカードをお忘れの方用の一時的なカードです。

### (登録)

第3条 メンバーカードのご利用にあたっては、利用者本人が、所定の申込用紙に必要事項を記入し、利用者登録をするものとします。

### (カードの発行)

第4条 (1) メンバーカードは申込者1名につき1枚を登録申込時に発行し、申込者は当該カードの署名欄に署名するものとします。

発行に際してカード発行手数料200円（消費税込・返金不可）をお支払いいただきます。

学生カードは学生である期間のみ有効です。（但し、チャージ残高及びポイント残高の有効期限は第13条（1）の通りとします）

学生とは小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院の何れかに在籍中の30歳未満の方とさせていただきます。

学生カードの発行及び更新には、学生証のご提示が必要です。（小学生及び

中学生の方は不要です)

なお、学生カードの有効期限は、小学生及び中学生の方は中学校を卒業する年の4月末日、それ以外の方は学生証の有効期限又は30歳の誕生日の前日とします。

もし、学生である期間に学生カードがご利用できなくなった場合は学生証を添えて、カードをフロントにご提出ください。

学生でなくなった場合又は30歳になられた場合は、男性カード又は女性カードと交換し、チャージ残高及びポイント残高を交換後のカードに移行させていただきます。(ポイントは翌日以降に利用できます)

- (2) ビジターカードの登録申込は不要ですが、発行に際してカード発行手数料200円(消費税込・返金不可)をお支払いいただきます。
- (3) メンバーカードをお忘れの場合は、当練習場指定の方法により本人確認ができた場合、カード発行手数料200円(消費税込・返金不可)をお支払いいただくことで、一時利用カードを発行致します。

その際、一時利用カードに200ポイントが付与されますが、一時利用カードのまま、そのポイントをご利用いただくことはできません。

なお、一時利用カードは当日のみ有効です。(但し、チャージ残高及びポイント残高の有効期限は第13条(1)の通りとします)

利用者がメンバーカードと一時利用カードの両方をお持ちいただければ、一時利用カードのチャージ残高及びポイント残高をメンバーカードに移行させていただきます。(ポイントは翌日以降に利用できます)

その際、一時利用カードを返却していただきます。

(カードの取り扱い上の注意)

- 第5条
- (1) カードを高温の場所に置いたり、折り曲げたりしないで下さい。
  - (2) カードは利用者本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与等することはできません。
  - (3) カードが不正に使用された場合、そのために生じる一切の債務については利用者がその責任を負うものとします。

(入金・チャージ・ポイント)

- 第6条
- (1) カードは入金機にて予めチャージ(入金)することにより繰り返し利用することができます。

チャージ残高の上限は男性カード、女性カード及びビジターカードは30,000円、学生カードは20,000円、一時利用カードは5,000円です。

- (2) メンバーカードをご利用の場合は、施設利用料、ボール代のお支払いごとに、お支払い金額200円につき1ポイント付与させていただきます。  
1日のご利用金額の合算に対して付与されるものではありません。  
(例えば、施設利用料310円、ボール代720円の場合は、施設利用料お支払い時に1ポイント、ボール代お支払い時に3ポイントが付与されます。合計の1,030円に対し5ポイント付与されるものではありません) 端数処理の場合は200円以上であってもポイントは付与されません。  
付与された翌日以降に50ポイント単位でご利用可能ポイントとなり、ご利用可能ポイントは1ポイント=1円に換算し、ご精算金額がご利用可能ポイント合計以上の場合はご利用可能ポイント全額分を、ご利用可能ポイント合計未満の場合はご精算金額全額分をご利用可能ポイントでご精算いただけます。(例えばご精算金額670円の場合 ご利用可能ポイント合計が200ポイントとするとチャージから470円、ご利用可能ポイントから200円ご精算いただくこととなります。この場合ご利用可能ポイント合計の一部、例えばご利用可能ポイント50ポイント、チャージから620円でご精算いただくことはできません。また、ご利用可能ポイント合計が700ポイントとするとご利用可能ポイントから670円ご精算いただくこととなります。この場合ご利用可能ポイント合計の一部、例えばご利用可能ポイント100ポイント、チャージから570円でご精算いただくことはできません。)
- (3) ビジターカード又は一時利用カードをご利用の場合は、ポイントは付与されません。
- (4) カードのチャージ残高及びポイント残高は入金機等で確認していただけます。
- (5) カードのチャージ残高の払い戻し及びポイント残高の換金はできません。
- (6) メンバーカード、ビジターカードにかかわらず、複数のカードを所持する場合であってもチャージ残高及びポイント残高の合算はできません。(但し、第4条(3)の場合は除きます)

#### (未成年者の利用)

第7条 未成年者がカードを利用する場合、親権者等の法定代理人の同意が必要です。  
未成年者がカードを利用した場合、法定代理人の事前の同意を得たものとみなします。

(利用範囲)

第8条 当練習場の施設利用料、ボール代、貸靴・貸クラブの利用料の支払いはカードのチャージ残高及びご利用可能なポイント残高でのみ行うことができます。

(キャンセル)

第9条 精算後のキャンセルは、事情にかかわらず一切できません。

(カードの利用停止・利用資格の喪失)

第10条 (1) 利用者が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合、その他カードの利用状況が不適切であると当練習場が判断した場合、当練習場は通知することなくカード利用を一時停止することができます。

(2) カードの利用状況が適当でないと当練習場が判断した場合、その他当練習場が必要と認めた場合、当練習場は何らの通知、催告を要せずしてカードの利用資格を喪失させ、かつカードを無効にすることができます。

(カードの紛失・盗難・破損等)

第11条 メンバーカードの盗難、紛失又はカードの破損等の場合、当練習場フロントへ速やかにお届けください。(メンバーカードの利用を停止する場合は、フロントにて所定の手続きが必要です。)

なお、その場合の利用者の損害について、当練習場は一切の責任を負いません。但し、メンバーカードについては第12条の条件による再発行が可能です。

(カードの再発行)

第12条 (1) メンバーカードの紛失、盗難及び破損等により、利用者がメンバーカードの再発行を希望する場合は、所定の申込用紙に必要事項を記入することとします。

その記入内容と免許証等の身分証明書類により、第3条により登録した人と同一人物であると当練習場が判断できた場合は、再発行手数料200円(消費税込・返金不可)をお支払いいただくことで、メンバーカードを再発行させていただき、以前のカードは無効となります。

以前のカードのチャージ残高及びポイント残高につきましては新しいメンバーカードに移行させていただきます。

但し、カードの状態等により、チャージ残高及びポイント残高が把握できない場合は移行することはできず、その場合の利用者の損害について、当練習場は一切の責任を負いません。

無効となった以前のカードを当練習場が発見した場合は、通知、催告を要せずして当練習場が処分できることとします。

(2) ビジターカード及び一時利用カードはいかなる場合も再発行できません。

(失効)

第13条 (1) カードのチャージ残高及びポイント残高の有効期限は最後にボール貸し出しを行った日から6ヶ月です。

(例えば、最後にボール貸し出しを行った日が1月1日の場合、チャージ残高及びポイント残高はその年の7月1日迄有効です。)

(2) 利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、通知、催告を要せずしてカードのチャージ残高及びポイント残高を失効させることができるものとします。

①メンバーカードの申込内容に虚偽があることが判明した場合

②暴力団関係者であると当練習場が客観的事実に基づき判断した場合

③前号に該当する者を同伴し又は紹介して当練習場を利用させた場合

④本規約、その他当練習場の諸規則に違反し、会社が利用者として不適合であると判断した場合

⑤カードの利用にあたり、不正な行為があった場合

⑥利用者が死亡した場合

(3) 利用者が前項第①号ないし第⑤号に該当し、当練習場又は第三者が損害を被った場合、利用者は直ちにその損害を賠償するものとします。

(登録事項の変更)

第14条 メンバーカードの利用者は登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに当練習場にて所定の変更手続きを行うものとします。

なお、届出事項変更の連絡がない場合、当練習場はカードの利用を停止できることとします。

(不慮の事故による損害)

第15条 天災等、当練習場の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害については、当練習場は一切の責任を負いません。

(規約の改定)

第16条 (1) 本規約は、予告なく変更・改定または廃止することがあります。

(2) 当練習場は運営上の都合や障害等の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に停止することがあります。

(3) 前2項の場合における損害について、当練習場は一切の責任を負いません。

平成28年5月12日現在